

三郷市景観計画等策定委員会設置要綱

(名称)

第1条 本委員会は、三郷市景観計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本市の都市景観に関する、景観計画及び景観条例（以下「景観計画等」という。）を策定するにあたり、策定委員会を設置する。

(役割)

第3条 策定委員会の役割は、次の各号に定める。

- (1) 策定委員会は景観計画等における案を作成すること。
- (2) 景観計画等の案の作成に係る調査、検討及び調整を行うこと。

(構成)

第4条 策定委員会は別表1に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又はかけたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 第3条の各号に掲げる役割について必要な調査、検討及び調整作業を行うため、作業部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務局は、まちづくり推進部都市計画課計画係に置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項が生じた時は、委員長が別に定める。

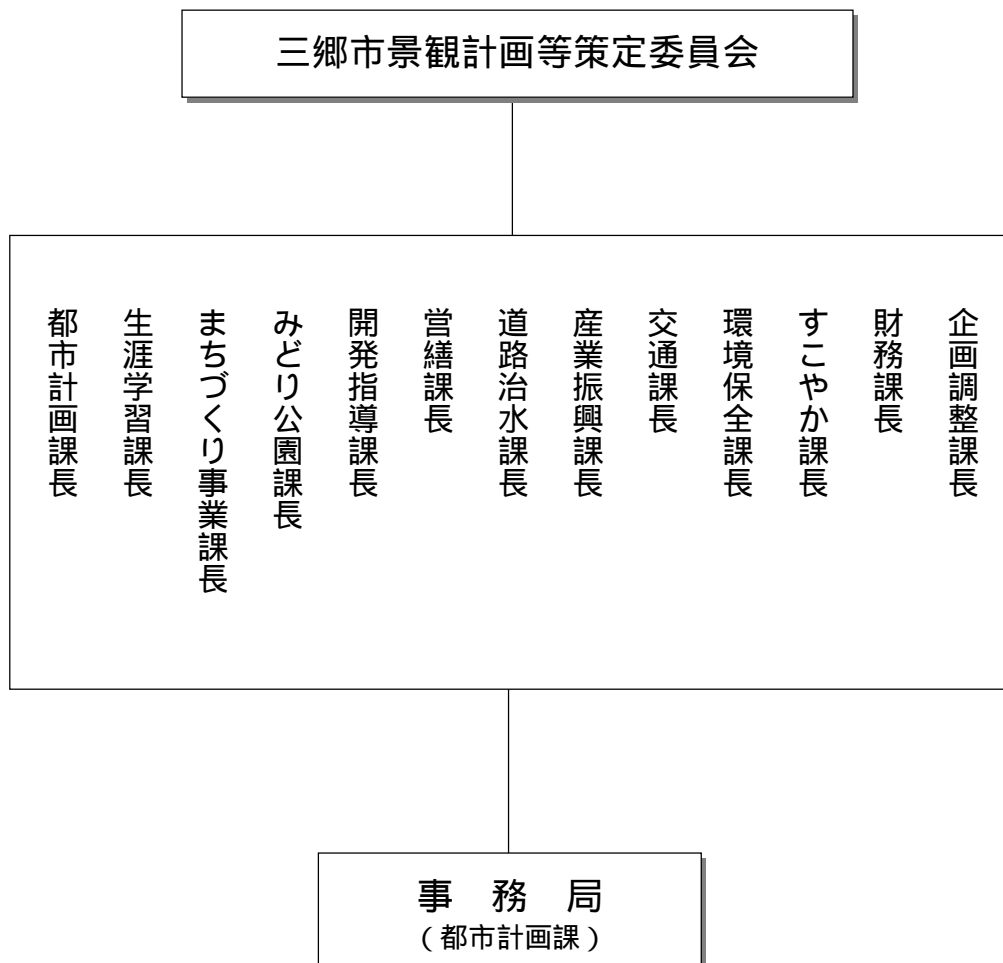
附則

この要綱は、平成19年10月11日から施行する。

この要綱は、平成20年4月24日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

三郷市景観計画等策定委員会組織図



三郷市景観計画等策定委員会委員

職 名	氏 名	備 考
企画調整課長	田中 富雄	委員長
財務課長	相澤 和也	
すこやか課長	齊藤 義治	
環境保全課長	関根 保	副委員長
交通課長	小島 正文	
産業振興課長	西尾 信一郎	
道路治水課長	中村 三郎	
営繕課長	渡辺 裕司	
開発指導課長	知久 裕之	
みどり公園課長	植松 一幸	
まちづくり事業課長	豊賀 克夫	
生涯学習課長	大村 秀司	
都市計画課長	大久保 正司	